

声 明

2022年10月24日

法制審議会刑事法（性犯罪）関係部会御中

刑法改正市民プロジェクト

私たちは、①不同意性交等罪の導入、②性交同意年齢の引き上げ、③地位関係性利用罪の導入を求め、この要求は13万筆以上の市民の賛同を得ました。上記三項目は2021年9月、法務大臣から法制審議会に諮問されました。しかし、法制審議会・刑事法部が、10月24日に公表した刑法性犯罪改正のたたき台は、私たちの求める性犯罪規定の改正とはかけ離れており、法務大臣の諮問に応える内容となっていません。

1 不同意性交を明確に処罰してください

私たちは、意に反する性交の処罰を求めてきました。しかし、試案の「拒絶の意思を形成・表明・実現するのが困難」(拒絶困難)との要件は、2019年のいわゆる「4件の無罪判決」の際に問題となった「抗拒不能」要件と同様、「拒絶困難」であるかどうかについて、裁判官の裁量によって著しく狭く解釈される危険性があります。加えて、「拒絶困難」であるとは認識していなかつたと、行為者に「故意」がないとの主張を誘引し、多くの故意阻却が生まれかねません。

「拒絶の意思を形成・表明・実現するのが困難」という構成要件の最大の問題は、Noという意思を言動で示した人に対し性的行為を実行・継続する行為が、「拒絶の意思を」「実現するのが困難」に含まれるかどうか、法律の専門家ではない一般国民には、条文を一読しただけではわからないことです。「拒絶の意思を」「実現するのが困難」との要件では、No Means Noを最低限実現するよう求めてきた私たちの提案に反するだけでなく、法制審議会が繰り返し確認している処罰根拠の本質である、「被害者が同意していないにもかかわらず性的行為を行うこと」が広く国民に理解されません。

Noと表明している相手に対して性的行為を実行・継続する行為は、相手が「困難」であったかどうかという曖昧な要件を加えることなく、確実に処罰されるよう、明確に規定してください。

2 例示事由と包括要件は、並列関係にしてください

私たちは、「拒絶」という言葉が、被害者に拒絶義務を課すかのような誤解を与えるため修正するよう再三にわたり求めてきました。しかし、試案には「拒絶」の文言が用いられており、私たち市民の要望が無視され続けていることに強く抗議します。

個別の列举事由として、暴行又は脅迫を用いること、心身に障害を生じさせることなど¹が提案されていますが、試案ではこの個別の列举事由にあたる事実が認められるだけでは足りず、さらに、個別要件に絞りをかけるための包括要件として「拒絶困難」要件が加わっています。「拒絶困難」が加わることで、性行為をしたくないとの意思を言動で示したことだけでなく、拒絶がどれほど「困難」であったのかの立証を被害者に課す結果となることを懸念します。例えば、不意打ちや酩酊に乘じて性加害をした行為者が、そうした状況を認めて、「被害者側が『拒絶困難』だったとは気づかなかった」という弁解をすれば多くの場合が不起訴・無罪になる危険性を、法制審議会は、どう考えているのでしょうか？こうした危険を考えれば、例示事由と包括要件は並列関係に立つことを明確にしてください。

¹ (ア)暴行又は脅迫を用いること(イ)心身に障害を生じさせること(ウ)アルコール又は薬物を摂取させること(エ)睡眠その他の意識が明瞭でない状態にすること(オ)拒絶するいとまを与えないこと(カ)予想と異なる事態に直面させ恐怖させ、又は驚愕させること(オ)虐待に起因する心理的反応を生じさせること(ク)経済的又は社会関係上の地位に基づく影響力によって受けた不利益を憂慮させること

3 性交同意年齢に年齢差要件以外の要件を加えないでください

13歳以上16歳未満の者に対する性的行為について、5年齢差要件だけでなく、「対処能力が不十分であることに乗じた」という要件も加えています。13歳から15歳の子どもの視点に立てば、5年齢差以上の者からの性的行為に対処する能力が不十分であることは明らかであるのに、さらに「対処能力が不十分であることに乗じた」という極めて曖昧な要件まで要求し、犯罪成立を妨げるような要件を課すことは、子どもの保護の観点から到底容認できません。

4 被害者の年齢を問わず、地位関係性利用に関する性犯罪規定を個別に創設してください

地位関係性については、177条・178条の改正試案において、「経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって受ける不利益を憂慮していること」と個別事由の1つとして提案されているにすぎません。これでは法務大臣の諮問の趣旨に反するもので、到底容認できません。

また、「憂慮」しているかどうかは、行為者側の事情ではなく相手側の主觀であり、相手が「不利益を憂慮」しており、かつ、それにより「拒絶困難」であることの両方を行為者側が認識していないと、故意が阻却され、結局、不起訴・無罪となります。これでは、被害事例の中でも多く報告されている、教師・コーチと生徒、上司と部下など、地位関係性を利用している性暴力が処罰されない現状が変わりません。少なくとも、客観的な地位関係性を列挙した構成要件にしてください。

以上のとおり、試案は、長年にわたり私たちが求めてきた性犯罪規定の改正の願いに反するものです。「性犯罪の本質は被害者が同意していないにもかかわらず性的行為を行うこと」であると法制審議会が繰り返し確認してきたにも関わらず、被害者の「拒絶困難」を問い合わせ、性交同意年齢に年齢差要件以外の要件を加え、地位関係性利用等罪を個別に創設しない試案について、私たちは強く反対します。法改正の原点に立ち返り、被害者に寄り添う抜本的な法改正を求めます。

そして、法制審議会刑事法（性犯罪関係）部会は、中間的に私たち市民の意見を聴取する機会を設けるとともに、この段階でパブリックコメントを募集し、市民の意見を適切に反映するよう強く求めます²。

以上

【刑法改正市民プロジェクト】

刑法性犯罪関連の情報共有・実態把握を踏まえて活動する市民団体の集まりです。

[プロジェクト所 属団体] 一般社団法人 Colabo /NPO 法人しあわせなみだ/NPO 法人スクール・セクシュアル・ハラスメント 防止関東ネットワーク/一般社団法人 Spring /NPO 法人性暴力救援センター・大阪 SACHICO/ NPO 法人性暴力救援センター・東京 SARC 東京/性暴力禁止法をつくろうネットワーク/ NPO 法人全国女性シェルターネット/NPO 法人千葉性暴力被害支援センターちさと/ NPO 法人 PAPS/ 認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ/ NPO 法人 BOND プロジェクト(五十音順)

² 公訴時効や撮影罪についても懸念事項が多くあるため、さらに別途声明を準備します。